

アニュー中日本株式会社に対する指示の内容

- 1 アニュー中日本株式会社が販売しているすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品を発見した場合には、速やかに法第19条の13第1項の規定により定められた品質表示基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
- 2 アニュー中日本株式会社が販売した生鮮農産物の一部について、品質表示基準で定められた表示事項を表示せず、遵守事項を遵守していなかったことの主たる原因として、アニュー中日本株式会社における食品表示に関する認識が著しく欠如し、及び品質表示内容の確認とその管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- 3 2の結果を踏まえ、アニュー中日本株式会社における品質表示に関する責任の所在を明確にするとともに、社内における品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施すること。
- 4 アニュー中日本株式会社の全役員及び従業員に対して、品質表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- 5 1から4までに基づき講じた措置について、平成22年1月6日までに農林水産大臣あて提出すること。